

第 3 0 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 1 月 1 3 日 開 会

平成 2 9 年 1 月 1 3 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年1月13日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第30回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(18名)

1番	吉田健二	委員	8番	高橋信夫	委員	15番	伊藤精司	委員
2番	大橋久芳	委員	9番	鈴木孝一	委員	16番	高橋秀治	委員
3番	佐藤健一	委員	10番	佐久間英之	委員	17番	大野澤進	委員
4番	高橋祐弘	委員	11番	上村貞義	委員	18番	石川正義	委員
5番	二宮啓一	委員	12番	中村圭介	委員			
6番	長谷部秀昭	委員	13番	菅野英一郎	委員			
7番	中根友裕	委員	14番	安部輝雄	委員			

欠席通告委員

なし

遅刻通告委員(1名)

7番 中根友裕 委員

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局	長	町田和利
農地主	査	戸田美恵子
主	査	佐藤秀洋
主	査	水谷春栄
主	事	渡部史紀

会議に付議した事項

- | | |
|--------|--|
| 報第 1 号 | 非農地証明の報告について |
| 議第 1 号 | 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について |
| 議第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について |
| 議第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第 4 号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第 5 号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第 6 号 | 農地の賃借料情報提供について |

開 会 午前9時30分

議 長 改めて、新年あけましておめでとうございます。

年末年始、皆様方におかれましては、雪もなく、穏やかに過ごされたのではないかと思います。また、ノロウイルス、インフルエンザ等、山形県では結構はやっていたというようなことで、お酒を飲む機会も年末年始多かったと思います。体調管理には十分気をつけていただきながら、ことし1年委員活動に励んでいただきたいと思います。

では、早速部会のほうを進めさせていただきます。

それでは、ただいまより第30回農地部会を開催いたします。

初めに、「農業委員憲章」の唱和をお願いいたします。発声は11番上村貞義委員をお願いいたします。

(唱和)

本日の出席委員は18名中17名であり、去る1月11日に通知しました第30回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、12番中村委員、13番菅野委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正などはありませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明したので報告します。

受理番号46号から48号の計3件で、畑のみ3筆 407㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号46号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年から作業場(1棟)と便所(1棟)が建築されているためです。

受理番号47号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から公道への転用です。転用年月日は昭和48年4月ごろです。申請理由は、昭和48年4月より公衆用道路として使用してきたためです。

受理番号48号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種への転用です。転用年月日は平成5年ごろです。申請理由は、平成5年ごろ駐車場に造成したためです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号63号から66号までの計4件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田のみ13筆 28,615.00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 亡 相続人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作人の死亡したためです。

受理番号65号 貸人 ○○○○ 亡 相続人 △△△△、借人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は貸人の死亡により、相続人からの申し出による合意解約です。

受理番号66号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号98号から110号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求め委員会に付議します。

受理番号98号から110号までの計13件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田46筆 53,897.00㎡、畑79筆 32,106.24㎡、計125筆 86,303.24㎡です。

受理番号98号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための賃貸借です。

受理番号99号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号100号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号101号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号102号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号103号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための使用貸借再設定です。

受理番号104号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号105号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号106号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための

使用貸借再設定です。

受理番号107号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号108号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための使用貸借です。

受理番号109号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号110号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、98号。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 6番長谷部です。

98号、99号、102号、103号を説明いたします。

上の3件の借手は○○○○さんという方です。今までも借りてつくっていたわけですが、このたび手続きをきちんとするというので、申請していただきました。

103号は安部賢二委員の案件であります。安部委員に聞いたところ、経営委譲年金の受給のため、親子関係だそうです。問題ないということですので、よろしくお願ひいたします。

議 長 では、100号。

1 8 番 (石川正義委員 挙手)

議 長 石川委員。

1 8 番 18番石川です。

100号と101号に関してご説明申し上げます。

○○○○さん、△△△△さんは高齢というような関係、そしてまた、近く、隣接で耕作をしていた○○○○さんに今回お貸しようというようなことで、何ら問題ございませんので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 104号ですが、今、中根委員欠席されておりますが、代理委員、上村委員は、この前の農事相談の折にこの件聞いていらっしやらないですか。

1 1 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 上村委員お願ひします。

- 1 1 番 1 1 番上村です。
中根委員、ちょっとおくれるということですので。農事相談でも報告ありましたので、その内容を報告いたします。
- 1 0 4 号、1 0 5 号とも、借人は同じです。賃貸借ということですので、〇〇さん、△△さん、それぞれの田んぼと畑をお借りして、〇〇さんが耕作すると、こういうような説明でありました。以上であります。
- 議 長 引き続き 1 0 6 号。
- 1 1 番 1 0 8 号は、私のほうの案件なんです、〇〇〇〇さん、△△さん、親子関係です。地区でも有数の果樹専業農家です。このたび〇〇さんのほうのちょっとお話を聞きまして、経営委譲年金受給のため、使用貸借を結ぶんだというようなことでありました。問題ないので、よろしく願いいたします。
- 議 長 上村委員、1 0 6 号の〇〇さんの分も、上村委員お願いします。
- 1 1 番 済みません、ちょっと順番間違いましたが、1 0 6 号、これ古畑委員の案件であります。これも農事相談の折、古畑委員のほうから説明ありまして、経営委譲年金受給のための再設定ということであります。問題ないという報告でありました。よろしく願いいたします。
- 議 長 1 0 7 号。
(佐久間英之委員 挙手)
- 1 0 番 議 長 佐久間委員。
- 1 0 番 1 0 番佐久間です。
1 0 7 号と 1 0 9 号についてご説明申し上げます。
1 0 7 号、〇〇さんにお話を聞いてまいりました。次男さんの田んぼですけれども、△△さんの隣接というようなことで、今回お願いをしたというようなことで、問題ないと思います。
1 0 9 号でありますけれども、受人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇という住所でありますけれども、六郷にもうちがありまして、営農もしております。ちょうど脇の田んぼの△△△△さんの田んぼを買うというようなことでありますので、問題ありません。以上です。
- 議 長 1 1 0 号、上村委員。
(上村貞義委員 挙手)
- 1 1 番 議 長 上村委員。
- 1 1 番 1 1 番上村です。
1 1 0 号なんです、これは古畑委員の案件であります。農事相談の折、説明ありまして、今まで〇〇〇〇さんのお父さんが借りてつくっていたところなんです、このたび△△さんのほうが売買といいますか、買いまして、耕作するということなので、問題ありません。そういうような報告です。
- 議 長 それでは、受理番号 9 8 号から 1 1 0 号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全委員
議長 なし。
ないので、受理番号98号から110号までについて、許可することに異議ありませんか。

全委員
議長 異議なし。
異議がないので、受理番号98号から110号までについて、許可することに決定いたしました。

議長 次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号42号から45号の計4件で、田3筆 504㎡、畑6筆 2,079㎡、合計9筆 2,583㎡です。

受理番号42号 渡人 ○○○○、受け人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号43号 渡人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地造成(1区画)のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号44号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は作業場・倉庫の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号44号 渡人 ○○○○ △△△△、受人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート(2棟24世帯)の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく申し上げます。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号42号から45号を上程いたします。42号。

8番議長 (高橋信夫委員 挙手)

議長 高橋信夫委員。

8番 8番高橋です。

受理番号42号、43号、44号についてご説明申し上げます。

42号は角屋委員の案件であります。農事相談の折、お話を聞いております。角屋さんが1月5日に現地確認し、事前着工ないということを確認しております。また、1月7日、渡人の○○さんに電話で確認をしまして、受人の△△さんが○○さんからこの土地を購入し、一般住宅の建設をするという

ことです。問題ないと思われます。

続きまして、43号ですが、こちらも角屋委員の案件です。こちらも1月5日に現地確認し、事前着工なりの確認をしております。また、1月7日に行政書士の〇〇さんに電話で確認をしております。受人の△△△△、場所は〇〇〇〇地内にあるんですが、この隣の土地を受人の△△△△が所有しております。申請地を〇〇さんより譲り受け、あわせて整地して、営業用物件として利用したいということです。問題ないと思われます。

続きまして、44号です。こちら、場所は〇〇〇〇地内になります。私が12月28日行政書士の〇〇さんに電話で確認し、また、現地を確認し、事前着工ないのを確認しております。この土地は、〇〇さんが△△さんよりこの土地を買い取り、作業場・倉庫を新築するということです。問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長
1 1 番
議 長
1 1 番

45号。
(上村貞義委員 挙手)

上村委員。

11番上村です。

45号は、寒河江委員の調査であります。農事相談の折、調査の報告がありました。昨年12月29日、〇〇さんから聞き取り、あと現地の確認、それを行いまして、〇〇さんのほうからアパートの建設で転用する旨。現地のほうは事前着工等ないので、問題ないという報告であります。

議 長

ただいまの受理番号42号から45号について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

ないので、受理番号42号から45号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号42号から45号について許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

4 番
議 長
4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

4番高橋です。私の案件がございますので、退席いたします。

(高橋祐弘委員 退室)

議 長

それでは、受理番号25号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

議第4号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号25号でございます。

この筆数、面積につきましては、田のみ3筆 4,675㎡でございます。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 だいまの事務局の説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号25号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号25号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(高橋祐弘委員 入室)

議長 それでは、受理番号25号を除く受理番号1号から27号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議長 佐藤主査。

佐藤主査 議第4号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、25号を除きます受理番号1号から27号までの計26件でございます。

内訳は、相対による新規の賃貸借権設定1件、再設定25件でございます。

この筆数、地積につきましては、田105筆 189,853.91㎡、畑39筆 8,802.87㎡、よって合計は144筆 198,656.78㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号25号を除く受理番号1号から27号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号25号を除く受理番号1号から27号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格の交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から6号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

本件は、先の農地法第3条によるものでございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ16筆 32,041㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号5号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定

(期間借地) です。

受理番号6号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地) です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり承認することに決定いたします。

次に、議第6号 平成29年度農地の賃貸料情報の提供について、を議題といたします。

議案の内容について事務局説明をお願いします。

戸田農地主査
議 長
戸田農地主査

(挙手)

戸田主査。

それでは、議第6号 平成29年度農地の賃借料情報の提供について、を説明させていただきます。

これにつきましては、平成28年1月から12月の部会において審議された農業経営基盤強化促進法による契約の内容をもとに集計した結果となります。

A地域の平均値が10a当たり13,629円、最高額が25,000円、最低額が5,000円、データ数が660筆となります。

B地域は平均額13,025円、最高額22,000円、最低額8,000円、データ数は197筆となります。

C地域においては、データ数が1筆でありましたので、平均額、最高額、最低額ともに10,000円となります。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
6 番
議 長
6 番

それでは、各ブロック協議会で検討された結果を報告していただきます。初めに、第1ブロックの代表の方からお願いします。

(長谷部秀昭委員 挙手)

長谷部委員。

6番長谷部です。

第1ブロックの検討結果を発表いたします。

農業委員の出席者が11名です。検討協議事項の結果、賃借料のデータ数のあれが集積のデータだけということで、3条のデータなども入ればどうな

るのかなという意見が出ました。また、C地域、D地域の見直しはできるのかなという、そのような意見も一部からありました。以上です。

議 長
8 番
議 長
8 番

では、第2ブロック。
(高橋信夫委員 挙手)

高橋信夫委員。
8番高橋です。

第2ブロックの検討結果を報告いたします。

第2ブロックは、農業委員13名で検討いたしました。検討した結果、この原案でいいということに決まりました。お願いします。

議 長
3 番
議 長
3 番

では、第3ブロック。
(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

それでは、第3ブロックでのご報告を申し上げます。

賃貸料の情報については、データの集計ということで、ありのまま出ておりますので、その表示の仕方については何も問題ありませんでした。

下の備考の中で、1から4まであるわけですがけれども、4番について、中の「経常経費は耕作者の負担が基本ですが」という字句についてはいらぬのではないかなというように、意見としてまとまった次第であります。

あと、当日、資料出てくるわけでありましてけれども、農業委員会の表記の仕方、ちょうど農事相談の折は真ん中に印刷されておったわけですがけれども、従来どおり一番下に大きな字句でわかりやすく印刷をしていただきたいというような話し合いの結果であります。以上です。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

では、今、各地区の代表者の方に意見を述べていただきましたが、第1ブロックよりデータ数のあり方等において、集積案件ばかりでなく、3条申請も含めてもはどうかというような意見が出ましたが、皆さん方、いかがなものでしょうか、その件に関して。事務局。

戸田農地主査
議 長
戸田農地主査

(挙手)

戸田主査。

きのう事務局のほうで話はしましたが、農地法の中では情報の提供などということで、「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所管事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、賃借などの動向、そのほかの農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」という文言がうたっています。それで、農地法の運用についても見ましたところ、賃借料情報として平均額、最高額、最低額、あとデータ数は情報として公表しなければならない旨書いてあります。

先ほど問題になりました3条と集積、どちらを入れるのかということについては、はっきり示されているわけではないので、事務局としては3条も、

もし皆さんが集計に加えるべきだという同意のもとであれば、しなければならぬということになりますので、そこら辺皆さんのご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

議 長

ということで、先ほどC地域のデータ数が1件というふうなことで、大変少ないのではないかと。データとしてのあり方が、データにならないんじゃないかというようなことで、3条も取り入れたらどうかということで、話をしてきたわけですが、この件に関して、この委員会での取り決めだというふうなことで、皆さん方の意見をお聞きしたいなど、こう思いますが。

3 番

(佐藤健一委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

3 番

3番佐藤です。

農地法の3条の許可申請書自体には、賃貸料等は明記されないでの申請書になっておまして、口頭で確認するということは、そのデータのもととなるものが確定されない可能性もありますので、当然3条の申請書に賃貸料を明記するということが実際可能かどうか。賃貸料を入れないと、3条として申請書の記載が完全でないという捉え方ができるのかどうか、その辺、済みません、事務局のほうわかれば。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田農地主査

3条の契約については、契約書の中で記載されております。議案書の中には出てこないというだけなので、データを拾うことは可能です。よろしくお願いします。

議 長

ということで、可能だというふうなことで。

3 番

(佐藤健一委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

3 番

データとしてとることは可能だということでもありますけれども、今までの実質取り扱った何かで、多分集積と同じように賃貸料についてはばらつきがなければ適正な数字が出てくるわけでありましてけれども、あくまでも相対でしている関係上、逆に言えば、親族間などで無償でも貸すというような流れも当然あるかと思しますので、果たして適正なデータとして利用できるかどうか、その辺事務局どう捉えるか。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

はい。

戸田農地主査

先ほど、農地法の運用についてということで話させていただきましたけれども、その中では、明らかに特別な事情のもとで行われ、地域の平均に比べて著しく低額、あるいは高額なものがあるものは除いていいというふうなうたっております。全て、今まで報告されたものについてしか出しておりませんけれども、集積による貸借については、今佐藤委員がおっしゃったよう

な事業等はまずないと思われまので、それで行っていましたが、確かに3条になるとそういった開きがたくさん出てくるかと思ひます。それは、その中でやっぱり低過ぎる、高過ぎるというものは除くべきだといふのであれば除いた形でデータ何筆あつて、その平均と最高、最低このくらいですよといふ、そういう情報の出し方としてはできますので、そこは皆さんのご意見頂戴しながらさせていただきたいと思ひます。

議 長 といふやうなことで、3条案件に關して、データ数の中に取り入れてはどうかといふ第1ブロックからの件でしたが、この内容等において、今までの委員会の中で取り決めをしてもいいといふやうなことでしたが、今後の方向性として、第1ブロックの人にこの件お聞きしたいと思ひますが。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 6番長谷部です。

このデータを見てみると、C地域のデータが1件だけといふことでは、やっぱり平均とかそういう問題以外の記載でありますから、やっぱり3条も加えたほうが、もうちょっといいデータといふか、それが出るんじゃないかなと思ひます。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 3条入れても1になる場合つてありますよね。そういうときはどうするかといふこともあります。まず事実は事実として公表しなければならないとなつていふので、1筆でもこつうふうに情報として上げるといふのが法の面から言つて正しいわけなので、それはもうしょうがないといふことでよろしいのではと思ひます。

1 5 番 (伊藤精司委員 挙手)

議 長 伊藤委員。

1 5 番 15番伊藤です。

第1ブロックでは、さつき長谷部さんのほうから説明があつたとおり、C、D地域が多いといふことから、参考にならない賃借料情報だといふやうなことで、3条も含めればデータ数が多くなるだろうから、要望してはいかがですかといふやうなことです。さつき長谷部さんのほうから説明があつたわけでありまので、結果として、情報量が少なくてもやっぱり3条入れることによつて今までよりは多くなる可能性があると思ひますので、ぜひデータに加えていただきたいと思ひます。

議 長 この件に關しては委員会の取り決めだといふやうなことでしたので、ここで皆さん方に決定していただきたいと思ひます。よろしいですか、それで。

全 委 員 はい。

議 長 では、データ数を3条申請まで含めて今後捉えていきたいと思ひ方、挙手

をお願いします。「今後って言うより」「今回から」「この29年度の賃貸料に取り入れて」の声あり)

1 8 番

今の件ですと、今回から取り入れるということは、ここで3条もデータとして取り入れるということになりますと、膨大な数になるのではないかと。そうすると、ここのA、Bのデータも違ってくるというような関係で、今部会長が第1ブロックにお示ししたのは、A区域のほうも3条に加えるべきというようなことで、当然私もそう思ったんですが、どうも第1ブロックのほうはC、Dが多い農地に対してのC、Dのほうの第3条的なことをございますので、そこばかりを直すのではなく全部となれば、このデータ自体、賃借料の情報、このもの自体が大幅に変わろうと思いますので、果たしてここで賛成をしたならば、もう一度試算をしていただきながら、情報の提供となるのではないかとと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議 長

全くその通りで。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田農地主査

皆さんに手を挙げていただいて大変申しわけないんですが、こういった作業はやはり、膨大な量になりますので、来年度に向けてということでさせていただければと思います。2月になると振興組合長さんのほうに農林課のほうから再生協の冊子が渡るかと思いますが、その中にも既に入れなければならない部分、これから一からまた積み上げてというのは、実際、事務的に無理な話なものですから、一番最初に言うべきことだったんですが、来年度に向けてということでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

1 8 番

(石川正義委員 挙手)

議 長

はい。

1 8 番

18番石川です。

事務局のほうからは、当然我々も膨大な資料になるということはわかります。しかしながら、今議論している7月から大幅な改正になるというような関係上から、今までのこの我々の議論してきたものを今回こういう諸問題があったという状況でございますので、事務局並びに関係機関は大変だと思いますが、私としては今年度、今回をもとに改正をし、そして新体制、そしてまた来年から新たな形になったほうがベターではないかと思いますが、その辺皆さんはどうでしょうか。

議 長

今事務局のほうから話出たんですが、29年度に関しては大変難しい、短期的から言っても難しいというようなことで、今後というようなことで、30年度を目標にそういうふうになってしまうのではないかとというような。それで、A地域、B地域も含めるかと。今第1ブロックから出たのは、データ数1件というようなことで、非常にその部分が少ないというようなことで、3条申請を上げてみてはどうかというような意見だったものですから、この

件に関してはどうでしょうか、皆さん方。A、Bも含めて3条の案件を取り入れていったほうがいいと、こうお思いでしょうか。

2 番 (大橋久芳委員 挙手)

議長 大橋委員。

2 番 2番大橋です。

やっぱり直すのであれば、やっぱり全部しないと意味がないと思うので、やっぱり全部やるべきだと思うし、やっぱりことしの状況を考えると、来年からというようなことがベターではないかと思imasので、私はそう思imas。

1 5 番 (伊藤精司委員 挙手)

議長 伊藤委員。

1 5 番 15番伊藤です。

第1ブロックとしては、29年度新たにというようなことは出ませんでした。30年、今後のというようなことでもいいというようなことでありますので、C、Dということ強調しましたが、データとすればA、B、C、D全て入れるべきだと思います。

佐藤主査 (挙手)

議長 佐藤主査。

佐藤主査 今、戸田のほうからご提案ありましたけれども、3条のデータを含めるに当たって、著しく高い、あるいは低いデータの取り扱い、どこまでを外すのか等々のルールを設定、つくっておかないと、来年度以降つくる際に、またいろいろ問題が発生しまするので、事務局のほうで近々にルール案、素案をおつくりしまして、部会のほうにお示ししたいと思imasので、そのルール案をもってご審議いただければと思imas。

議長 そういうこと、ある程度のルールをつくるというようなことでしたので、この件においてはブロック、今後この賃貸料情報に3条申請を盛り込んでほしいというようなことで、よろしいですか。

全委員 はい。

議長 では、そのほか、第3ブロックより表示の仕方、方法などのことで先ほど出たんですが、佐藤委員、よく私わからなかったんです。何を言われているのか。

3 番 (佐藤健一委員 挙手)

議長 佐藤委員。

3 番 3番佐藤です。

先ほどご説明申し上げましたけれども、賃借料情報の中の備考、特に4番であります。そこの中の上から「土地改良区の賦課金については、経常経費は耕作者の負担が基本ですが」ということで書いてありますけれども、この「経常経費は耕作者の負担が基本ですが」は必要ないであろうと。あくまで

も土地改良区の賦課金については、双方で話し合ってくださいという表記の仕方のほうがいいということでありました。

議 長 この件に関して皆さん方の考えを聞かせていただきたいと思います。

1 4 番 (安部輝雄委員 挙手)

議 長 安部委員。

1 4 番 それでは、改良区のほうからの立場でお話します。

この問題については、毎年同じような事柄で出てくるわけです。今回出てきたのは基本を抜けということでございますが、一步進んだなというので考えております。

実は、申し上げますと、ほかの2市2町につきましては、もっと細かく表示されております。例えば、経常賦課金は7月に納めるものについては耕作者が納めるんだと。それから、事業賦課金、これについては10月と書かれて、所有者が出すんだと、こうはっきりした明示を各市町ごとにデータを見ると出ております。

というようなことで、そういうふうにある程度指針を出さなければ、借主、貸主、本当に困惑するのではないのかなというようなことで、改良区としてはこのような面持ちで出しているわけです。あとは皆さん方の考えでひとつ検討してみたいというふうに思います。

議 長 ということでしたので。

3 番 (佐藤健一委員 挙手)

議 長 佐藤委員。

3 番 第3ブロックで話し合いした結果については、先ほどご報告したとおりでありますけれども、私個人の捉え方でありまして、米沢市の農業委員会では、賃借料の情報の提供ということで、データの開示をしているだけの中身であります。特に他の地区については、標準賃貸料ということで出している地区もあるかと思っておりますので、当然農業委員会で決めた賃貸料を表示していれば、そういう中身の詳しいところまで書いて出しても、私はやぶさかでないと思っておりますけれども、あくまでも米沢市農業委員会では情報の開示ということでありまして、そういう観点から、先ほどのこの経常経費の耕作者の負担が基本という字句については、私は必要ないかと思っております。

逆に言えば、ここに記載されている中は、逆に言えば1番と2番だけあればいいと。3番、4番は情報の開示でありますから、余計なことは書かないでもいいのではないかと。あとは、この表の捉え方が、もらった方が今後賃貸料に参考にするか、しないかは、また別問題でないかという考えでありますので、そういうようなことであります。

1 8 番 (石川正義委員 挙手)

議 長 石川委員。

1 8 番 18番石川です。

今、佐藤委員もお話しましたが、第3ブロックでも毎年この欄で議論をしております。今もお話ございましたが、この備考欄と3番においても、生産調整の話し合い、4番の土地改良に対しての話し合い、そしてまた、欄外のだめ押し的に互いに十分な話し合いと、このように羅列しているような文章ではなく、あくまでも3、4は要らないというような話も出ましたが、もし必要となれば生産調整、土地改良の賦課金というようなことで、双方で話し合ってくださいというところまで出たわけなんです。第3としては、今佐藤委員が話のとおり、逆に情報提供というようなことで、混迷するのではないかと。あくまでも2市2町の機構のほうではそういう話もあろうかというふうに思いますが、やはり米沢市は米沢市の立場、そしてまた土地改良経費に関しては、こういうふうに基本と言っても、いかにも耕作者が負担をなさいと言わんばかりのことです。やはり混迷は絶対しないと思います。負担は必ず土地改良としては負担をしていただかなくてはならないというのが、これまた基本だと思いますので、あくまでも農家事情というものを踏まえた限りにおいては、双方での話し合いというものに対しては、ある程度妥当な言い回しではないかというふうに第3ブロックでは出たわけでございます。その辺、多分ほかのブロックでもそういった話し合いがなされ、しかしながら最終的には現状というようなことではなかったかと思いますが、第3の場合は以前からここを主張してきたわけでございますので、その辺もう少し議論のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ということ、皆さん方からご意見が出たわけですが、この「経常経費は耕作者の負担が基本ですが」ということで、この文面を削除してはどうか。かわりに3番、4番、「生産調整と土地改良の賦課金においては双方で話し合ってください」というような意見だと思います。ほかの地区ではこの経常経費に関してはどのように話し合いが出たか。もしくは全然こういうことは出なかったとか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

では、第1ブロックのほうからお願いします。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 はい。

6 番 6番長谷部です。

ここは、検討協議までは行っていませんでした。しかし、自分の意見としては、さっき安部委員が言ったような、もったきぱつとした明示の仕方のほうがいいのかなと、そのように思います。

議 長 第2部のほうは。第2ブロックのほうではこういう件に関して話し合い。

4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 高橋委員。

4 番 4番高橋です。

第2ブロックでは、先ほど信夫委員が一通りおっしゃったとおり、こういった賃借、提供については何も問題は出ませんでした。そして、今、石川委員のほうから生産調整等賦課金の請求は双方で話し合ってくださいでいいんじゃないかということであったようでございますが、別段この文言があって、どうのこうのって私は問題はないと思うんですが、今までの現状で別段いいんではないかなと私は考えます。以上です。

2 番
議 長
2 番

(大橋久芳委員 挙手)

大橋委員。

2番大橋です。

多分、こういうふうになった背景には、やっぱり最高と最低の、A地区ですが、余りにも差があるという背景があるのではないかなという気がするんですけど、やっぱりその中には、純然たる小作料と、あと全部まとめてやっているというのを小作料に上げているという、事務局ではその上がってきたものを受けてならないということらしいんですが、そこがやっぱりちょっと、何か大きな問題があるのではないかなという気がするんです。だから、俺は第3でもおかしいかもしれないけども、はっきりこう、こう、こうだと、これを参考にしてくださいという明示ができるのであれば、それをしたほうがやっぱり俺らも貸し借りのとき、「ああ、こういうのだな」というので理解できるし、それがすんなり進むというような気がするんだけども、やっぱり余りにも双方の話し合いで決めるといって、俺たちはもう何回も借りて、指導しているから、「こんなんでなじよだ」といって提示はできるんだけども、やっぱりそういうできない人もいるというようなことを考えると、まあそんな人はいないかもしれないけれども、やっぱりはっきりこうしたほうがいいですよって、米沢のこういう、当たり前前の貸し借りですよということがあれば一番いい。そこをやっぱり何か明示していないというか、全体にぼかしたままで進んでいるということが問題なんではないかという気がします。

議 長

なかなかこの件に関しては、話し合いを持っていてもなかなか決定しづらい面があると思うことから、普通、一般的に貸し借り、賃貸契約を結んでいくといったときに、おらほうと言ったらおかしいけれども、やっぱり最高と最低の平均の賃貸料の中に土地改良費が含まれていると、こういうような感覚で捉えている面が非常にあって、大体それには地主さんがいるというのが貸し借りで、進んでいるんですけども、ほかの地区のほうの方々はこういうふうな賃貸契約が多いか。また、先ほど出たように最高額の部分が高くなっていくと、こういうのはもう土地改良含みというようなことでの捉え方だということなもんですから。

どうですか、皆さん方、貸し借り進めて行った中で、塩井の高橋さん、今後どういうふうにお借りしているケースが多いですか。

1 6 番 塩井では、私のところでは工事とかやっているわけですが、そこでは
耕作者が負担しています。周りを見ても、大体耕作者が負担しているように
思われます。

議 長 ということで、どうですか、やっぱり耕作者負担ということで、そういう
ふうな支払いをしている。

1 3 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 菅野委員。

1 3 番 1 3 番菅野です。

この、じゃあA地区の25,000というのは、これは地主が負担です、
上郷の場合は。

議 長 ということで、そのところを明確にしてほしいという意味なんだと思います。

3 番 (佐藤健一委員 挙手)

議 長 佐藤委員。

3 番 じゃあ、ここの下の問題出てきた経過については、特にここに表記してい
るのは、取り扱ったデータの開示ということでもありますので、そういうつな
がりもあります。もともとの3番、4番あたりについては、従来の標準小
作料を農業委員会で明記をして、印刷しておったときからの字句であります
ので、その標準小作料を廃止したわけですから、それに伴ってやっぱりこの
データの開示だけなので、余り余計なことは表記しないほうがいいのではな
いかという流れの中で、今回、ここの中抜きとか、そういう状態になっ
たような経過であります。

逆に言えば、標準小作料を復活させるということであれば、特に、先ほど
話出ました土地改良の負担の中身については、事細かに明記しても私はい
と思いますけれども、あくまでも参考になる標準小作料を廃止したわけだ
から、そういうふうなことになってきているという経過だと思います。

議 長 いずれ、この「経常経費は耕作者の負担が基本ですが」というような文章
の取り扱いだね。要望とすれば、3番、4番は、3番と4番をくっつけて、
最初に述べたとおり、生産調整と土地改良の賦課金については、双方で話し
合ってくださいというようなことで。そういうふうな文章に変えてほしいと
いうようなことなんですよ。先ほど出た内容等もということ。協議会に
切りかえて、参考賃貸料の設定等について検討していきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。

協 議 会

議 長 では、議第6号 平成29年度農地の賃貸料情報の提供について、は以上
のように決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、これで第30回農地部会を閉会いたします。

閉 会

午前10時38分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年1月13日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
